

審査基準

	審査項目	審査のポイント	配点	
一 次 審 査	業務の基本方針	業務の目的・内容を理解し、本市の地域公共交通の課題を踏まえた上での提案となっているか。	10	
	会社の業務実績	過去5年以内に地方公共団体が発注する地域公共交通計画の策定または調査の完了実績はあるか。	5	
	会社の実施体制	管理技術者、担当技術者、照査技術者の資格について 技術士（建設部門、総合技術部門における都市及び地方計画）の資格を有しているか。	5	
	企画提案書	提 言 内 容	業務行程表：業務全体のスケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10
			市民の現在の移動需要を把握するための具体的な調査方法が示されているか。	15
			重点的に課題解決に取り組むべき地域を抽出し、解決の方向性が提案できているか。	15
			自社の公共交通に関する情報力や検討内容・プロセスを裏付ける類似事例が明示され、提案事項の実効性が示しているか。	15
		市が求めるテーマ以外にも独自の提案がなされ、将来を見据えた計画を提案できているか。	15	
見積価格	最低見積価格÷提案価格×10（小数点以下切捨） ※見積価格は、2年間の合計額（税込）で計算する。 ※最低見積価格は、各企画提案者のうち、最も低い見積金額	10		
二 次 審 査	プレゼン評価	プレゼンテーションの内容はわかりやすく、説得力があるか。	20	
		提案者は本業務に対し、意欲・熱意・適応性はあるか。	10	
		質疑応答時の適格性はあるか。	10	
	総合評価	一次審査も含め総合的な評価として。	10	

※一次審査 100点 二次審査 50点 合計 150点